

# 中部リハビリテーションセンター内全事業一覧

(川崎市中原区井田3-16-1に置く施設)

別紙1

	施設名	業務内容	実施主体
1階	中部日中活動センター (条例第31条～第39条)	<p>(1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）に関すること。</p> <p>(2)法第5条第12項に規定する自立訓練に関すること。</p> <p>(3)法第5条第13項に規定する就労移行支援に関すること。</p> <p>(4)法第5条第14項に規定する就労継続支援に関すること。</p> <p>(5)法第5条第15項に規定する就労定着支援に関すること。</p> <p>(6)その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p>	指定管理
	中部地域支援室 (条例第20条～第23条)	<p>(1)身体障害者更生相談所としての業務</p> <p>(2)知的障害者更生相談所としての業務</p> <p>(3)精神保健福祉法第6条第2項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる精神保健福祉センターとしての業務</p> <p>(4)高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する専門的な相談に関すること。</p> <p>(5)高齢者、障害者、障害児等に対する専門的な診断、検査及び評価に関すること。</p> <p>(6)高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する介護方法の指導、健康指導その他の便宜の供与に関すること。</p> <p>(7)その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p>	公営
2階	中部在宅支援室 (条例第24条～第30条)	<p>(1)高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する専門的な相談に関すること。</p> <p>(2)高齢者、障害者、障害児等に対する専門的な治療、訓練、検査及び評価に関すること。</p> <p>(3)高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する介護方法の指導、健康指導その他の便宜の供与に関すること。</p> <p>(4)高齢者、障害者、障害児等に係る福祉用具の普及の促進に関すること。</p> <p>(5)その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p>	指定管理
	中部地域生活支援センター (条例第40条～第57条)	<p>(1)法第5条第18項に規定する一般相談支援及び特定相談支援に関すること。</p> <p>(2)法第5条第27項及び川崎市地域活動支援センターA型運営事業実施要綱に規定する地域活動支援センター（ただし、第5条第4項は除く）に関すること。</p> <p>(3)川崎市精神障害者地域移行・地域定着支援体制整備事業に係る業務に関すること。</p> <p>(4)関係機関のバックアップや、地域拠点として地域全体の支援やサービスの質の向上に資する取組に関すること。</p> <p>(5)共用会議室を利用した交流促進事業に係る業務に関すること。</p> <p>(6)その他当該施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p>	指定管理

※ここでいう「条例」は、「川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例」をいう